

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 フロレセル
有料職業紹介事業許可番号(41-ユ-300078)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種
- ・地域:国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 3 5 %（または 5 0 万円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 3 5 %（または 5 0 万円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大 3 5 %（または 5 0 万円） 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:株式会社 フロレセル 職業紹介責任者:伊藤 僚汰 連絡先:070-9223-3525

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

なお、求職者等の個人情報の収集は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供すること等を目的として行います。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 伊藤 僚汰 とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 伊藤 僚汰 とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所では、紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の一部を払い戻す「返戻金制度」を設けています。

- ・就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合 … 50%払い戻し
- ・就業開始後 2 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合 … 30%払い戻し
- ・就業開始後 3 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合 … 10%払い戻し

ただし、以下の場合には、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。

- ・求人者が求職者に通知していた処遇その他の労働条件が、
採用決定時の実際の労働契約の内容と異なることに起因して退職した場合
- ・求人者の法令違反行為に起因して退職した場合
- ・その他、求人者の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合